

新型コロナウイルス感染症に係る健康観察票②

○毎朝の検温・健康観察をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に係る相談・受診の目安が変更になりました。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です）

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・基礎疾患があるなど重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。）

⇒【**埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター（0570-783-770）**】へ

※24時間受付（土日・祝日も実施）

○新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者の疑いがある場合には、速やかに学校に連絡してください。

○外出した際は、「いつ」「どこへ」「誰と」行ったかをメモしておきましょう。（この用紙でなくてよいです）

○学校が再開したら提出をお願いします。（6月1日（月）予定）

前回配布した「新型コロナウイルス感染症に係る健康観察票」も一緒に回収します。なくさないよう保管しておいてください。

